

(証券コード 8963)  
2022年12月2日

## 投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー  
インヴィンシブル投資法人  
執行役員 福田直樹

### 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2022年12月19日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び第3項に従い、以下に抜粋した本投資法人規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合（議決権行使書面が2022年12月19日（月曜日）午後5時30分までに到着しない場合を含みます。）、同規約同条第2項に定める場合を除き、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)  
第25条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

2.前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。

- (1) 執行役員又は監督役員の解任
- (2) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
- (3) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
- (4) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。）
- (5) 投資法人の解散

3.第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日）午前10時（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー 9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
RoomA + B

ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。なお、**当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。**

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症対策について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎従前本投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に決算説明の音声配信や決算説明資料のほか、月次のポートフォリオ運用実績等を掲載していますので、ご参照ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症対策について

本投資法人は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（最終更新日：2020年4月28日）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員及び運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 会場受付にて検温を実施させていただきます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、測定時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に決算説明の音声配信や決算説明資料のほか、月次のポートフォリオ運用実績等を掲載していますので、ご参照ください。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。)が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることに伴い、当該変更を確認的に規定し、あわせて、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。(第19条の2関係、附則関係)
- (2) 本投資法人は、2013年1月以降2022年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、2023年1月以降2023年12月までの期間に係る資産運用報酬についても2022年1月以降2022年12月までの期間に係る資産運用報酬と同水準とし、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第41条関係、附則関係)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約          | 変 更 案                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>第5章 投資主総会</b> | <b>第5章 投資主総会</b>                                                  |
| (新設)             | <u>第19条の2 (電子提供措置等)</u>                                           |
| (新設)             | <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとします。</u> |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>2. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬</p> <p>(1) <u>2022年1月以降2022年12月</u>までは半期（3箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額（1円未満切捨て）又は金15,000万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2) <u>2023年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>（記載省略）</p> <p>譲渡報酬<br/>（記載省略）</p> | <p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬</p> <p>(1) <u>2023年1月以降2023年12月</u>までは半期（3箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額（1円未満切捨て）又は金15,000万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2) <u>2024年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>（現行どおり）</p> <p>譲渡報酬<br/>（現行どおり）</p> |

| 現 行 規 約                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則</p> <p>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2022年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p> <p>(新設)</p> | <p>附則</p> <p><u>第1条</u></p> <p>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2023年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」といいます。）から6箇月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会については、第19条の2に係る規約変更を適用しないものとします。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、施行日から6箇月を経過した日にこれを削除するものとします。</u></p> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員福田直樹より、規約上、執行役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で執行役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2022年12月20日より2年とします。

なお、本議案は2022年11月18日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位及び担当                                                | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 福田直樹<br>(1962年7月23日) | 1985年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社                                                | 0                   |
|                      | 1998年4月 第一ライフ・キャピタル・プロパティーズ株式会社 出向 プレジデント                                        |                     |
|                      | 2000年4月 第一生命保険相互会社 運用関連事業部 課長                                                    |                     |
|                      | 2004年4月 同社 不動産部 不動産企画グループ 次長                                                     |                     |
|                      | 2006年4月 第一ライフ・インターナショナル（U.S.A.）株式会社 出向 プレジデント                                    |                     |
|                      | 2008年4月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 取締役不動産投資本部長                                  |                     |
|                      | 2011年4月 相互住宅株式会社 出向 執行役員                                                         |                     |
|                      | 2012年4月 プロロジス社 入社 シニアバイスプレジデント ファイナンスディレクター、アジア                                  |                     |
|                      | 2013年4月 フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社）入社 マネージング ディレクター |                     |
|                      | 2013年4月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問                                            |                     |
|                      | 2013年5月 Calliope 合同会社 出向                                                         |                     |
|                      | 2013年5月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役社長（現任）                                |                     |
|                      | 2013年6月 本投資法人執行役員（現任）                                                            |                     |

- (注1) 上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年12月20日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第30条第2項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、2021年12月17日開催の投資主総会における補欠執行役員市來直人の選任に係る決議は、本議案の承認可決を条件として、その効力を失うものとしません。

また、本議案は2022年11月18日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 市來直人<br>(1960年7月10日) | 1983年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 入社<br>1990年8月 モルガン銀行東京支店 入社<br>1996年6月 モルガン信託銀行 出向 不動産部長<br>1998年5月 JPモルガン証券株式会社 出向 不動産ファイナンス部長<br>2006年8月 バブコック・アンド・ブラウン株式会社(現株式会社スプリング・インベストメント) 入社 代表取締役COO<br>2012年2月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 入社 代表取締役会長CEO<br>2012年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 代表取締役会長CEO<br>2012年5月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ 取締役<br>2016年3月 株式会社ピコント 入社 チーフ・フィナンシャル・オフィサー<br>2018年11月 フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社 入社 マネージング ディレクター (現任)<br>2018年12月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 取締役会長 (現任) | 0                   |

- (注1) 上記補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している  
コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長であります。  
その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。  
なお、同候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に本投資法人の役員  
会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- (注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険  
会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に  
起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費  
用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記  
補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含め  
られることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再  
度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田村佳弘及び藤元拓志より、規約上、監督役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で監督役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2022年12月20日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 田村佳弘<br>(1965年8月20日) | 1996年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>芝大門法律事務所入所(現職)<br>2011年10月 株式会社ベックワンパートナーズ<br>監査役(現任)<br>2013年9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審<br>査会特別委員(現任)<br>2017年8月 株式会社ミカサ・アセット・マネ<br>ジメント コンプライアンス委員<br>会外部委員<br>2018年12月 本投資法人監督役員(現任)                                        | 0                   |
| 2     | 藤元拓志<br>(1970年3月31日) | 1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監<br>査法人トーマツ)入所<br>1999年4月 公認会計士登録<br>2001年8月 藤元公認会計士事務所開業(現<br>職)<br>2004年11月 税理士登録<br>2005年9月 エルシーピー投資法人監督役員<br>2010年2月 本投資法人監督役員(現任)<br>2017年1月 株式会社ブライセン 社外監査役<br>(現任)<br>2017年7月 株式会社ネオマーケティング 社<br>外取締役(監査等委員)(現任) | 0                   |

(注1) 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

[参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第2項の定めに従い、同項各号に定める議案については同条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上



## 投資主総会会場ご案内図

|             |                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場          | ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター<br>Room A+B                                                                                      |
| 住所・<br>電話番号 | 東京都港区六本木三丁目2番1号<br>住友不動産六本木グランドタワー9階<br>TEL：03-5545-1722                                                                 |
| 最寄駅         | 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅（西改札直結）※<br>都営地下鉄大江戸線「六本木」駅（5番出口より徒歩7分）<br>東京メトロ日比谷線「六本木」駅（3番出口より徒歩8分）<br>※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすく便利です。 |

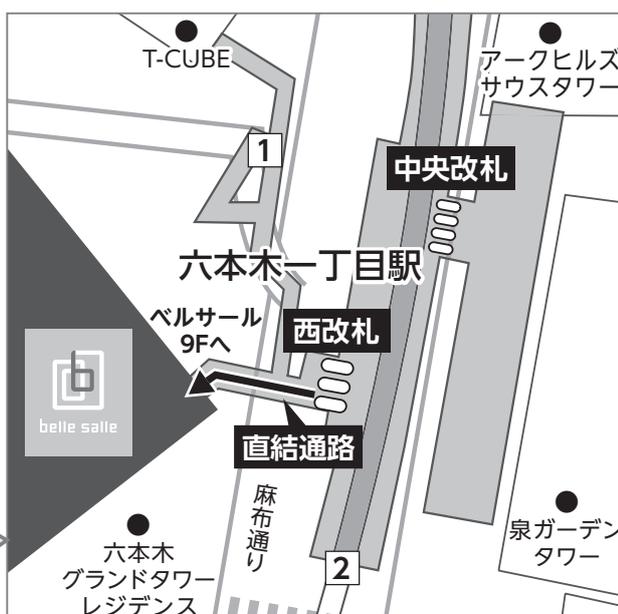


### 【六本木駅からのアクセス】

- 1 日比谷線六本木駅3番出口から地上へ上がり、正面の六本木通りを右へ。左手に首都高速を見ながら、六本木通りを直進。
- 2 大江戸線5番出口からは、地上に出たら道なりに直進。
- 3 セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階まで上がり、西改札を出ると、会場のある住友不動産六本木グランドタワーへの直結通路になっています。

### 【六本木一丁目駅からのアクセス】



※会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※突然の会場の使用制限等によりやむを得ず本投資主総会の会場を変更する可能性がありますので、ご来場前に、本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。